

今回の改正

現場代理人（兼任）の取扱いについて（令和元年10月1日～）に
特例措置として、次のとおり追加する。
（令和5年1月20日～令和5年4月30日契約締結分）

令和4年7月豪雨及び台風14号災害に係る災害復旧工事における現場代理人の常駐緩和について

（目的）

現場代理人の兼任の取扱いについては、令和元年10月1日より実施してきたところですが、令和4年豪雨及び台風14号災害に係る災害復旧工事の内、随意契約による工事（設金額が130万円以下の工事に限る。（以下「特例災害復旧工事」という。））の現場代理人の兼任については、特例措置により、復旧・復興に向けた円滑かつ早急な施工を確保するため、一部運用を改正し実施します。

特例措置による運用改正内容

1. これまでの現場代理人の兼任に加えて、「特例災害復旧工事」に限り、**2件**まで兼任ができるものとする。
2. 適用期間については、**令和5年1月20日現在、契約中の工事及び同日以降令和5年4月30日までに契約する工事に適用する。**

その他

1. これまで同様、専任の主任技術者、監理技術者は、上記の現場代理人の兼任はできません。ただし、専任主任技術者の兼任が認められた工事に限り、その同一工事の現場代理人は兼任できる。
2. これまで同様、営業所の専任技術者、経營業務の管理責任者は現場代理人との兼任はできません。

現在の運用（令和元年10月1日～）

現場代理人（兼任）の取扱いについて

● 現場代理人（兼務可とする。）

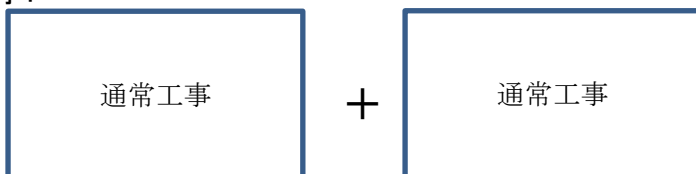
- ・ 2件まで（災害復旧工事を含む場合は3件まで）

1件の工事請負額が4,000万円（建築一式工事は8,000万円）未満の工事に限る。

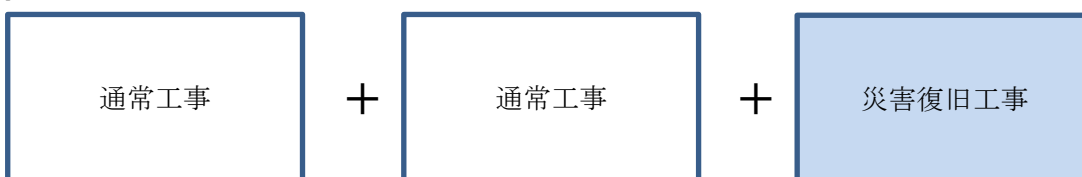
※ 4,000万円以上の請負代金額でも特例として専任主任技術者の兼任が認められた工事に限り、その同一工事の現場代理人は兼任できる。

※ 4,000万円未満の請負代金額には、随意契約を含む。

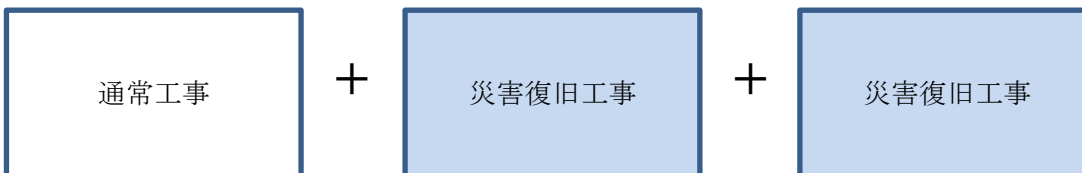
○例1



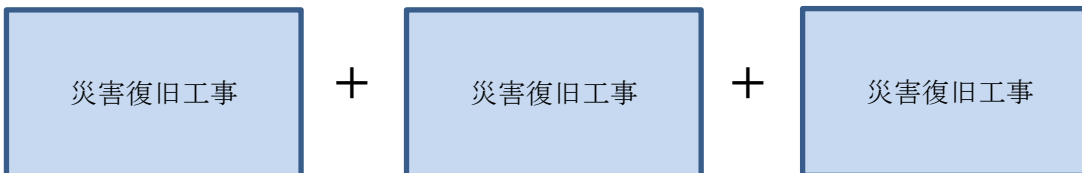
○例2



○例3



○例4



災害復旧工事とは、全ての契約分含む。

（随意契約分（130万円以下）と一般競争入札・指名競争入札分）

今回の改正（案）（令和5年1月20日～令和5年4月30日まで）

現場代理人（兼任）の取扱いについて（令和元年10月1日～）に特例措置として、次のとおり追加する。

令和4年7月豪雨及び台風14号災害に係る災害復旧工事における現場代理人の常駐緩和について

（目的）

現場代理人の兼任の取扱いについては、令和元年10月1日より実施してきたところですが、**令和4年7月豪雨及び台風14号災害に係る災害復旧工事の内、随意契約による工事（設計金額が130万円以下の工事に限る。（以下「令和4年度特例災害復旧工事」という。））**の現場代理人の兼任については、特例措置により、復旧・復興に向けた円滑かつ早急な施工を確保するため、一部運用を改正し実施します。

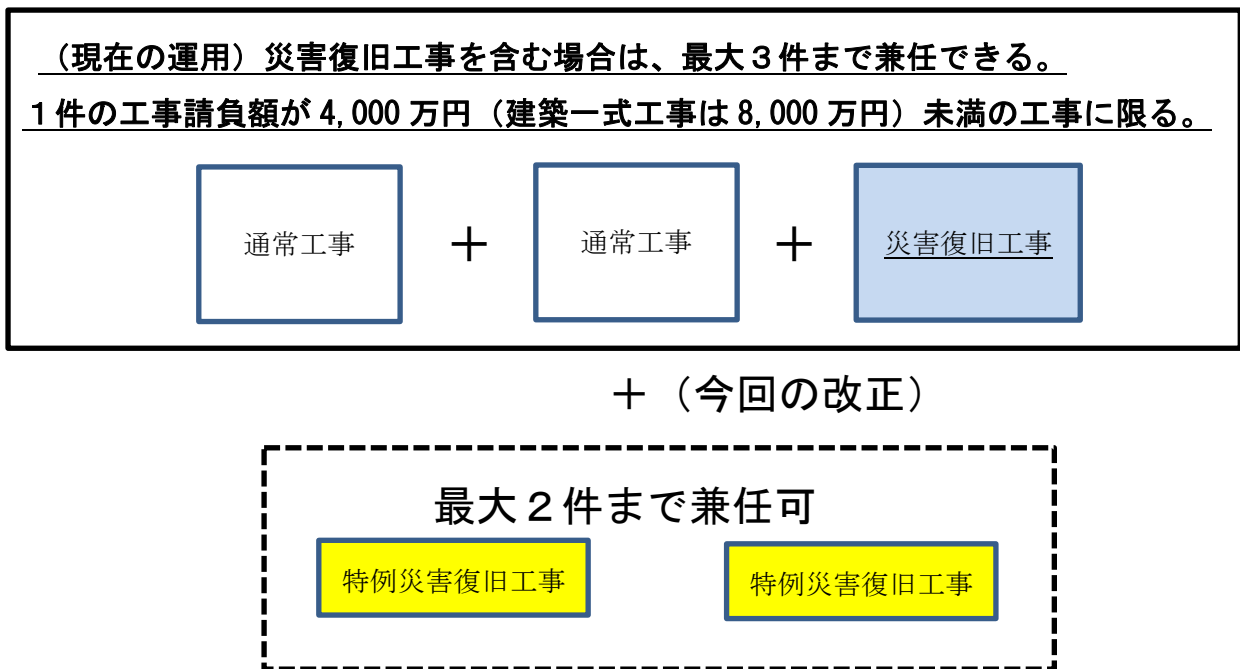
特例措置による運用改正内容

1. **これまでの現場代理人の兼任に加えて、「令和4年度特例災害復旧工事」**に限り、**2件まで兼任**ができるものとする。
2. 適用期間については、令和5年1月20日現在、契約中の工事及び同日以降令和5年3月31日までに契約する工事に適用する。

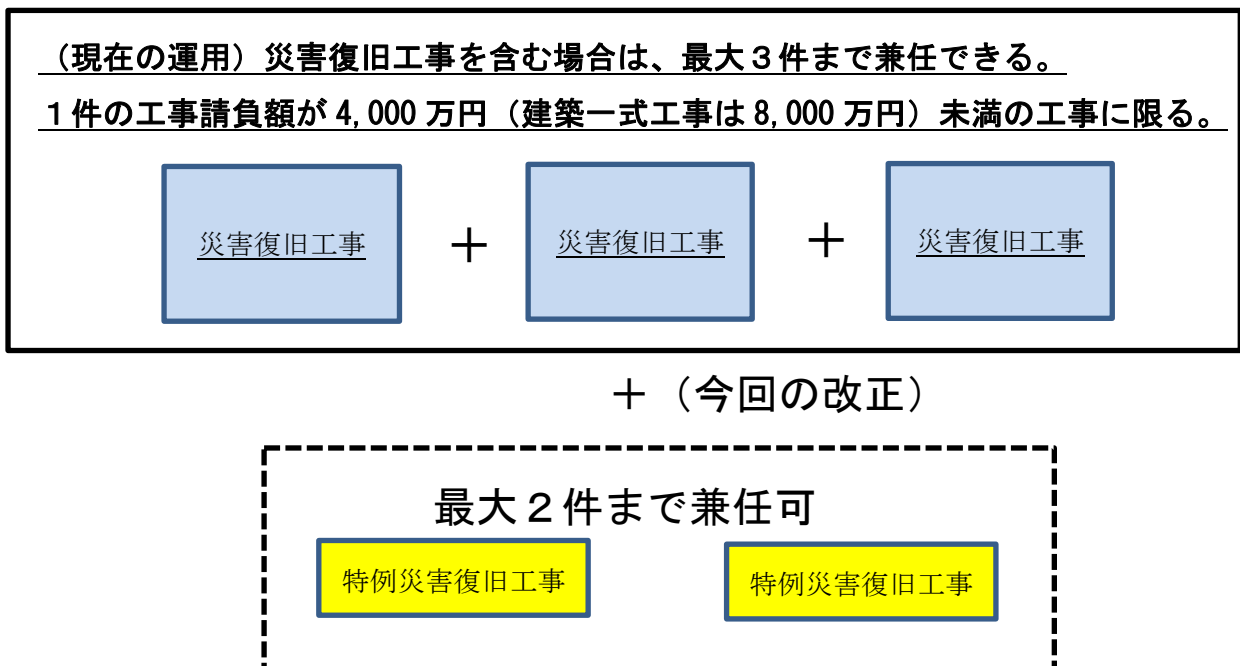
その他

1. これまで同様、専任の主任技術者、監理技術者は、上記の現場代理人の兼任はできません。ただし、専任主任技術者の兼任が認められた工事に限り、その同一工事の現場代理人は兼任できる。
2. これまで同様、営業所の専任技術者、経營業務の管理責任者は現場代理人との兼任はできません。

例1 現場代理人が最大5件まで兼任できる。



例2 現場代理人が最大5件まで兼任できる。



※「災害復旧工事」とは、全ての契約分含む。

(随意契約分(130万以下)と一般競争入札・指名競争入札分)

※「令和4年度特例災害復旧工事」とは、令和4年7月豪雨及び台風14号災害に係る災害復旧工事の内、随意契約による工事(設計金額が130万円以下の工事)

現場代理人及び専任主任技術者の取扱いについて（お知らせ）

宇佐市が発注する建設に係る請負工事において、宇佐市公共工事請負契約約款第10条に規定する「現場代理人」及び建設業法第26条第3項に規定する「専任主任技術者」について、下記の要件に該当する場合に限り、複数の工事現場を兼任できるよう緩和措置を講じますのでお知らせします。

【現場代理人について】

1 対象工事及び兼任を認める要件

- (1) 宇佐市が発注する工事を対象とする。
- (2) 兼任できる工事は2件までとし、災害時特例措置として災害復旧工事を含む場合は合計3件までとする。
- (3) **令和4年7月豪雨及び台風14号災害に係る災害復旧工事の内、随意契約による工事の設計金額が130万円以下の工事に限り（以下「令和4年度特例災害復旧工事」という。）**、(2)の現場代理人の兼任に加えて、「令和4年度特例災害復旧工事」については、**2件まで兼任ができるものとする。**
- (4) それぞれの工事の請負代金額が4,000万円未満（建築一式工事のみの場合は8,000万円未満）であること。
ただし、いずれかの工事の請負代金額が4,000万円以上（建築一式工事のみの場合は8,000万円以上）であっても、当該工事に配置された「専任主任技術者」が兼任を認められた場合は、当該工事の現場代理人の兼務を認める。
- (5) 兼任させようとする現場代理人が、他の工事で建設業法第26条第2項の規定による「監理技術者」でないこと。

2 兼任をする場合の留意点

- (1) いずれも宇佐市の発注する工事で、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないよう連絡員を配置すること。
- (2) 兼任しようとする工事現場と常時連絡を取りうる体制にあること。
- (3) 兼任しようとする工事の工事監督員に事前に承諾を得ること。

※ ただし、安全管理上の理由、工事の難易度及び施工内容等により、兼任が適当でないと判断した場合は、兼任を認めないことがあります。

3 適用期間

令和元年10月1日以降の入札公告又は指名通知を行う工事について当分の間、適用するものとする（兼任する1件の工事が、令和元年10月1日以降の入札公告又は指名通知を行う工事であること）。

ただし「令和4年度特例災害復旧工事」の適用期間については、令和5年1月20日現在、契約中の工事及び同日以降令和5年4月30日までに契約する工事に適用する。

【専任主任技術者について】

1 対象工事及び兼任を認める要件

- (1) 宇佐市が発注する工事を対象とする。
- (2) 兼任できる工事は2工事とし、次の要件をすべて満たすこと。
 - (ア) 工事場所が直線距離で10km以内であること。
 - (イ) 密接な関係があると認められる工事であること。

※ 密接な関係がある工事とは

「工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事」又は「施工に当たり相互に調整を要する工事」

例) 施設内等の同一現場内の工事や施工箇所が連続する工事

- (3) 兼任しようとする工事の工事監督員に事前に承諾を得ること。

2 適用期間

令和元年10月1日以降の入札公告又は指名通知を行う工事について当分の間、適用します。（兼任する1件の工事が、令和元年10月1日以降の入札公告又は指名通知を行う工事であること）

【その他注意事項】

- 1 令和元年10月1日以降の現場代理人の変更については、現在の制限を廃止する。

※ 現在の変更要件：病休、死亡及び退職等極めて特殊な場合であって、市長が承認した場合

- 2 1の制限緩和は、現場代理人にのみ適用するものであり、監理技術者、主任技術者等の変更については、従来どおりとする。

- 3 入札参加申請時において配置予定技術者が未定である場合は、申請書に記載する技術者数には特段の制限はないので、可能性のある者を複数人届け出てもよい。この場合において、申請書に書ききれない場合は申請書を複数枚使用すること（内容が重複する記載項目は省略可）。
- 4 専任の主任技術者及び監理技術者は、3か月以上の雇用関係が存在していることが条件となるが、現場代理人についてはこれまでどおり、契約日の前日から引き続き雇用されていればよいものとする。

現場代理人兼任届の提出について(特例災害復旧工事)

1. 「特例災害復旧工事」のみの兼任の場合

担当課又は行財政経営課に①～⑤を提出

- ①「現場代理人・主任技術者等選任(変更)通知書」
- ②「現場代理人兼任届 (特例災害復旧工事分)」(監督印押印済のもの)
兼任工事ごとの監督員に事前に承諾を得ること。
- ③位置図(工事現場間の直線距離を記載)
- ④工程表
- ⑤施工連絡体制表

担当課又は、行財政経営課の受付をした①と②の写しを返却する。

例 1

特例災害復旧工事

特例災害復旧工事

2. 既に兼任がある場合で「特例災害復旧工事」を更に兼任する場合

担当課又は行財政経営課に①～⑥を提出

- ①「現場代理人・主任技術者等選任(変更)通知書」
- ②「現場代理人兼任届 (特例災害復旧工事分)」(監督印押印済のもの)
「特例災害復旧工事」のみの監督員の承諾を得ること。
- ③位置図(工事現場間の直線距離を記載)
- ④工程表
- ⑤施工連絡体制表
- ⑥既に承諾を受けている「現場代理人兼任届」の写し

担当課又は、行財政経営課の受付をした①と②と⑥の写しを返却する。

例 2



+ (今回の改正分)

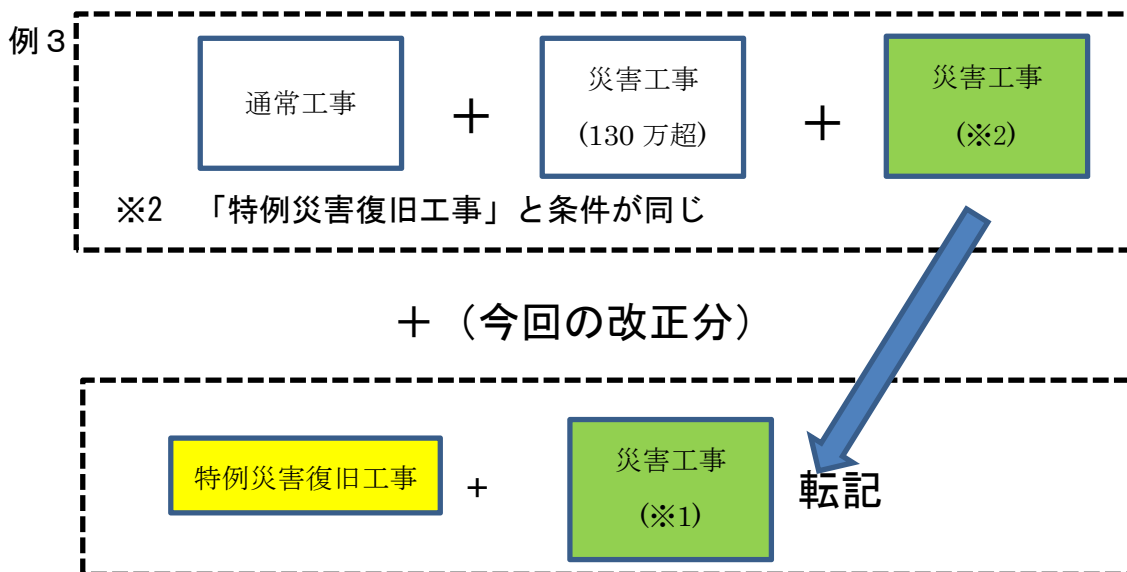
特例災害復旧工事

3. 既に兼任がある場合で更にその兼任が、「特例災害復旧工事」の条件に合い「特例災害復旧工事」を更に兼任する場合

担当課又は行財政経営課に①～⑦を提出

- ①「現場代理人・主任技術者等選任(変更)通知書」
- ②「現場代理人兼任届 (特例災害復旧工事分)」(監督印押印済のもの)
「特例災害復旧工事」のみの監督員の承諾を得ること。
- ③位置図(工事現場間の直線距離を記載)
- ④工程表
- ⑤施工連絡体制表
- ⑥既に承諾を受けている「現場代理人兼任届」の写し
- ⑦⑥の中から、「特例災害復旧工事」の条件に合致する分を②に転記する。

担当課又は、行財政経営課の受付をした①②⑥⑦の写しを返却する。



現場代理人及び専任主任技術者の取扱いについて（お知らせ）

宇佐市が発注する建設に係る請負工事において、宇佐市公共工事請負契約約款第10条に規定する「現場代理人」及び建設業法第26条第3項に規定する「専任主任技術者」について、下記の要件に該当する場合に限り、複数の工事現場を兼任できるよう緩和措置を講じますのでお知らせします。

【現場代理人について】

1 対象工事及び兼任を認める要件

- (1) 宇佐市が発注する工事を対象とする。
- (2) 兼任できる工事は2件までとし、災害時特例措置として災害復旧工事を含む場合は合計3件までとする。
- (3) **令和5年7月豪雨及び台風14号災害に係る災害復旧工事の内、随意契約による工事の設計金額が130万円以下の工事に限る。（以下「特例災害復旧工事」という。）については、（2）の現場代理人の兼任に加えて、「特例災害復旧工事」に限り、2件まで兼任ができるものとする。**
- (4) それぞれの工事の請負代金額が4,000万円未満（建築一式工事のみの場合は8,000万円未満）であること。
ただし、いずれかの工事が4,000万円以上（建築一式工事のみの場合は8,000万円以上）であっても、当該工事に配置された「専任主任技術者」が兼任を認められた場合は、当該工事の現場代理人の兼務を認める。
- (5) 兼任させようとする現場代理人が、他の工事で建設業法第26条第2項の規定による「監理技術者」でないこと。

2 兼任をする場合の留意点

- (1) いずれも宇佐市の発注する2工事で、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないよう連絡員を配置すること。
- (2) 兼任しようとする工事現場と常時連絡を取りうる体制にあること。
- (3) 兼任しようとする工事の工事監督員に事前に承諾を得ること。

※ ただし、安全管理上の理由、工事の難易度及び施工内容等により、兼任が適当でないと判断した場合は、兼任を認めないことがあります。

3 適用期間

令和元年10月1日以降の入札公告又は指名通知を行う工事について当分の間、適用するものとする（兼任する1件の工事が、令和元年10月1日以降の入札公告又は指名通知を行う工事であること。）。

ただし「特例災害復旧工事」の適用期間については、令和5年1月20日現在、契約中の工事及び同日以降令和5年4月30日までに契約する工事に適用する。

【専任主任技術者について】

1 対象工事及び兼任を認める要件

- (1) 宇佐市が発注する工事を対象とする。
- (2) 兼任できる工事は2工事とし、次の要件をすべて満たすこと。
 - (ア) 工事場所が直線距離で10km以内であること。
 - (イ) 密接な関係があると認められる工事であること。

※ 密接な関係がある工事とは

「工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事」又は「施工に当たり相互に調整を要する工事」

例) 施設内等の同一現場内の工事や施工箇所が連続する工事

- (3) 兼任しようとする工事の工事監督員に事前に承諾を得ること。

2 適用期間

令和元年10月1日以降の入札公告又は指名通知を行う工事について当分の間、適用します。（兼任する1件の工事が、令和元年10月1日以降の入札公告又は指名通知を行う工事であること。）

【その他注意事項】

- 1 令和元年10月1日以降の現場代理人の変更については、現在の制限を廃止する。

※ 現在の変更要件：病休、死亡及び退職等極めて特殊な場合であって、市長が承認した場合

- 2 1の制限緩和は、現場代理人にのみ適用するものであり、監理技術者、主任技術者等の変更については、従来どおりとする。

- 3 入札参加申請時において配置予定技術者が未定である場合は、申請書に記載する技術者数には特段の制限はないので、可能性のある者を複数人届け出てもよい。この場合において、申請書に書ききれない場合は申請書を複数枚使用すること（内容が重複する記載項目は省略可）。
- 4 専任の主任技術者及び監理技術者は、3か月以上の雇用関係が存在していることが条件となるが、現場代理人についてはこれまでどおり、契約日の前日から引き続き雇用されていればよいものとする。

現場代理人の兼任手続(特例災害復旧工事分)

宇佐市が発注する建設に係る請負工事において、宇佐市公共工事請負契約約款第10条に規定する現場代理人について、宇佐市が一定の要件に該当すると認めた場合は、他の工事の現場代理人との兼任を認める運用を実施します。

1 手続

現場代理人を兼任させようとする場合は、契約締結時又は契約締結後において「現場代理人兼任届」(様式第1号の2)に兼任させようとする他方の工事現場との距離の分かる位置図(工事現場間の直線距離を記載)、施工連絡体制及び工程表を添付し、工事主管課の監督員の承認を得た後、行財政経営課に提出する。

既に現場代理人の兼任届を提出している場合については、その写しも添付し提出する。

また、現場代理人兼任状況に変更があった場合、又は兼任を解く場合は、「現場代理人兼任届」の写しを添付し、工事主管課の監督員の承認を得た後、「現場代理人兼任解除届」(様式第2号の2)を行財政経営課に提出する。

2 施工管理等

工事の施工管理については、次の各号を遵守すること。

- (1) 現場代理人は、携帯電話等で常に工事主管課と連絡がとれる体制を確保すること。
- (2) 現場代理人は、兼任するいずれかの工事現場に駐在することとし、工事の運営及び取締りを徹底すること(止むを得ない理由でどちらの工事現場とも不在になる場合は速やかに監督員に連絡をし、許可を得ること)。
- (3) 現場代理人が工事現場を離れる際には、連絡員を配置し、安全管理の対策を図るとともに、発注者が求めた場合には速やかにその工事現場に向かうこと。工事の施工をしていないときは通行等の妨げにならないよう現場を適切な状況にしておき、毎日定期的な巡回を行うこと。
- (4) 現場代理人、連絡員は腕章等で判別することができるようにすること。

3 兼任の取消し

「現場代理人兼任届」を受理した場合であっても、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は兼任を取り消すので、新たに専任の現場代理人を配置しなければならない。

- (1) 工事現場の運営又は安全管理等に支障が生じたこと等により、現場代理人兼任を継続することが不相当と認められる場合
- (2) 条件を偽り、又はその他不正な手段により兼任を行った場合

4 留意事項

- (1) 受注者は、現場代理人を兼任配置としたことにより、安全管理の不徹底に起因する事故が起こらないよう、なお一層の配慮に努めること。
- (2) 受注者は、兼任配置の工事において、工期内の履行を徹底すること。

- (3) 兼任する一方の工事現場に従事しているときであっても、他方の現場代理人としての契約上の職務を免じるものではないため、一つの現場に偏ることなく適切に現場を管理すること。

5 罰則

条件等の偽り、現場代理人兼任届等の記載内容に虚偽があった場合又は現場代理人を兼任することにより現場体制に不備が生じた場合、不良な工事となった場合は、その内容により当該兼任の取消し、契約解除、指名停止措置等を行う。

6 その他

- (1) 現場代理人は特別な資格は要しないが、直接かつ恒常的な雇用関係であることが必要である。
- (2) 営業所における経營業務の管理責任者、専任の技術者及びその他法律により特定の事務所等において専任を要するとされている者（管理建築士、宅地建物取引主任者など）は、現場代理人になることはできない。
- (3) 兼任を認められた工事を含み同一工事での現場代理人と主任技術者の兼任は可能であるが、主任技術者の変更届等は別に提出すること。

現場代理人兼任届(特例災害復旧工事分)

宇佐市長 是永 修治 様

(受注者) 住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

下記の工事について、現場代理人を兼任させたいので届け出ます。

なお、兼任する工事については、安全管理及び工程管理に万全を期し、万一施工が不適切と判断されたときなどは、兼任の取消しをされても何ら異議を申し立てません。

記

1 現場代理人

氏名		携帯電話番号	—	—
----	--	--------	---	---

2 工事名等(兼任する工事)(特例災害復旧工事)

(特例)工事①	工事名	工事			
	工事場所	宇佐市	契約済又は新規		
	工期	令和 年 月 日	から	令和 年 月 日	
	請負代金額	円	契約日	令和 年 月 日	
	工事主管課		監督員		印
(特例)工事②	工事名	工事			
	工事場所	宇佐市	契約済又は新規		
	工期	令和 年 月 日	から	令和 年 月 日	
	請負代金額	円	契約日	令和 年 月 日	
	工事主管課		監督員		印

※この届は、兼任させようとする工事の位置図(直線距離を表示)及び工程表を添付し工事主管課の監督員等の承認を受けて、行財政経営課契約係(電話 27-8117)に提出してください。

※行財政経営課で受付印を押印した写しを必ずもらって、関係書類と一緒に保管してください。

※既に現場代理人の兼任届を提出している場合については、その写しも添付し提出する。

施工連絡体制（現場代理人を兼務する工事の連絡体制）

現場代理人 △△ △△
連絡先 携帯：***-****-****
商号又は名称 (株) ○○建設
電 話 **-****

下記工事の現場代理人を兼務しますが、不在時の連絡体制を明確にし、
監督員と常に連絡が取れるよういたします。

【現場代理人不在時の体制】

工事① ○○○舗装工事
連絡員 ●● ●●
連絡先 携帯：***-****-****

工事② ○○○付帯工事
連絡員 ■■ ■■
連絡先 携帯：***-****-****

工事③ ○○○災害復旧工事
連絡員 ▲▲ ▲▲
連絡先 携帯：***-****-****

※その他、連絡体制について行っている事があればご記入下さい

(例) 各連絡員には、現場代理人の連絡先、監督員の氏名及び連絡先、付近の病院、
電力会社等の電話番号等を書いたメモを常に携帯させる。

(様式第2号の2)

令和 年 月 日

現場代理人兼任届解除届(特例災害復旧工事分)

宇佐市長 是永修治 様

(受注者) 住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

下記の工事について、現場代理人の兼任を解除するので届け出ます。

記

1 現場代理人氏名	
-----------	--

2 工事名等【兼任を解除する工事】(特例災害復旧工事)

工事名	工事		
工事場所	宇佐市		
工期	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日		
契約金額		契約日	令和 年 月 日
兼任を解く理由	<input type="checkbox"/> 工事の完成：令和 年 月 日 <input type="checkbox"/> 検査終了：令和 年 月 日 <input type="checkbox"/> その他 ()		
工事主管課		監督員	印

【今後も兼任を続ける工事、兼任を解除したため常駐となった工事】(いずれかを選択)

特 例 1	工事名	工事(兼任を続ける、常駐となる)		
	工事場所	宇佐市		
	工期	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日		
	契約金額	円	契約日	令和 年 月 日
	工事主管課		監督員	印

※この届は、工事主管課の監督員等の承認を受けて現場代理人兼任届の写しを添付して、行財政経営課契約係(電話 27-8117 内線 3381)に提出してください。

※行財政経営課で受付印を押印した写しを必ずもらって、関係書類と一緒に保管してください。